

## 委託契約書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と▲▲▲（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する（以下「本契約」という。）。

- 1 契約事項 令和8年度 道路標識標示点検及び設計業務委託（久米島 他3島）
- 2 履行場所 那覇警察署管内（久米島、渡嘉敷島、粟国島、渡名喜島）
- 3 契約金額 ￥●●,●●●,●●●.－  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥●,●●●,●●●.－  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 履行期間 契約日の翌日から令和8年12月25日
- 5 契約保証金 ￥ .－

### (目的)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する道路標識標示点検及び設計業務実施要領等（以下「仕様書等」という。）に基づき業務を行い（以下「本件業務」という。）、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

### (業務の内容及び検査)

第2条 業務の内容は、仕様書等のおりとする。

- 2 乙は、本件業務を完了したときは、速やかに文書をもって甲にその旨を届出し、甲の検査を受けなければならない。
- 3 前項の規定は、本件業務が分割して履行することとされている場合において、それぞれの部分について完了したときも同様とする。

### (契約金額の支払い)

- 第3条 乙は、前条第2項又は第3項の規定による検査に合格した後、表記3に規定する契約金額を甲に請求するものとする。甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を乙に支払うものとする。ただし、甲が仕様書等又は特記事項において支払条件を別に定めた場合は、この限りではない。
- 2 甲は、本契約の支払債務が民法（明治29年法律第89号）第505条の規定による相殺適状にある場合、これを乙の承諾なしに相殺できるものとする。

### (契約金額の改定)

第4条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その要否を決定するものとする。

### (支払遅延利息)

第5条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。

(委託契約)

ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
  - (2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
  - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、沖縄県財務規則(昭和47年5月15日規則第12号)第77条の規定に基づき、支出命令を受けた出納機関が支払決定をし、指定金融機関等に支払の依頼を行った時点で生じるものとする。

(遅延賠償金)

第7条 乙は、表記履行期限内に本件業務を完了することができないときは、速やかに甲に対し遅延の理由及び完了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項に基づく書面を審査した結果、履行期限後に本件業務を完了する見込みがあると判断したときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延が天災地変その他やむを得ない事由による場合は、乙はその事由を明らかにして遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

- 3 前項に基づく遅延賠償金は、履行期限の翌日から完了日までの日数に応じ、未履行分の契約金額に、本契約締結日の財務規則第109条第1項の規定に定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した額とする。

- 4 甲は、前2項に規定する遅延賠償金を契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(契約の解除及び違約金)

第8条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に以下の事由が生じた場合
    - ア 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
    - イ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
    - ウ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
  - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
  - (3) 乙が第9条第1項に該当する場合
  - (4) 乙が第12条第6項に該当する場合
  - (5) 乙が第17条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
  - (6) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合は、甲に対し、違約金として本件業務の未履行分に係る契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第7号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

- 第9条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

- 第10条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合は、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命

(委託契約)

令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の沖縄県延滞金徴収条例（昭和47年5月15日条例第12号）第2条の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を延滞金として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第11条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第8条第4項、第10条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第8条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、沖縄県議会の議決を経て、決定された損害額を賠償することができる。

(再委託)

- 第12条 乙は、本件業務の全部を一括又は分割して、第三者に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書等に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に再委託変更承認申請書（別紙様式）を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。
- 6 乙が、第1項又は第3項の規定に違反した場合、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が再委託した第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(契約不適合責任)

- 第13条 甲は、物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

- 第14条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第12条第1項又は第3項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。
- 2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(管轄裁判所)

- 第15条 本契約に関する紛争は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第16条 乙は本契約条項のほか財務規則を厳守することとし、本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

- 第17条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(労働関係法の遵守)

- 第18条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令を遵守しなければならない。
- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

- 第19条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。
- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存してお

(委託契約)

かなければならない。

(特記事項)

第20条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 ▲▲▲

## 特記事項

本契約について、一般契約条項第3条第1項に基づき、下記のとおり特約する。

### (前金払)

- 第1条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下この条及び次条において「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下この条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。
- 4 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、乙は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲と乙とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返納額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の請求をすることができる。

### (保証契約の変更)

- 第2条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に通知するものとする。

### (前払金の使用等)

- 第3条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務にお

いて償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第4条 乙は、甲が第1条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

# 再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事あて

住所  
企業(団体)名  
代表者(職氏名)

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契約件名	
契約金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
再委託を予定する業務	
再委託予定額	円
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再委託先の適格性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえレを記入すること

※上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に再委託の相手方の会社概要、その他指示する書類を添付の上、提出すること。

## 再委託変更承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事あて

住所  
企業(団体)名  
代表者(職氏名)

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名			
契 約 金 額			円
契 約 年 月 日	令 和	年	月 日
履 行 期 限	令 和	年	月 日
変更理由(必要性)			
再委託業務	【変更前】 【変更後】		
再委託額	【変更前】		円
	【変更後】		円
再委託先	【変更前】 企業(団体)名 【変更後】 企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)		
再委託期間	【変更前】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再委託先の 適 格 性	【変更後】 業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当		

※変更を予定しない項目については【変更前】のみ記入し、【変更後】は空欄とすること  
 ※上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に再委託の相手方の会社概要、その他指示する書類を添付の上、提出すること。

## 暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴殿の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表。）等を提出すること及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供すること並びにこれらの情報を契約等における身分確認に利用することについて同意します。

### 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な場合
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

**※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。**

## 再委託承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

令和 年 月 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契 約 件 名	
再委託を承認する業務	
再委託先	企業(団体)名
再委託承認額	円
再委託承認期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。</li><li>2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。</li><li>3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。</li><li>4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。</li><li>5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。</li><li>6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。</li><li>7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。</li></ol>

## 再委託変更承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

令和 年 月 日付け申請のあった再委託の変更については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	
再委託を承認する業務	【変更後】
再委託先	【変更後】 企業(団体)名
再委託承認額	【変更後】 円
再委託承認期間	【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。</li><li>2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。</li><li>3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。</li><li>4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。</li><li>5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。</li><li>6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。</li><li>7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。</li></ol>

道路標識標示点検及び設計業務実施要領  
(久米島 他3島)

1 業務の目的

交通の安全と円滑を目的に設置された道路標識標示について、老朽腐食や摩耗等の現状を把握し、第三者被害の恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

2 総則

本実施要領は、沖縄県公安委員会が設置し管理する道路標識（規制標識又は指示標識）、道路標示（規制標示又は指示標示）点検調査等業務及び道路標識標示補修工事に係る設計業務の委託業務について必要な事項を定める。

3 点検地域

那覇警察署管内（久米島、渡嘉敷島、栗国島、渡名喜島）

4 点検数及び設計数量

(1) 点検数量

ア 道路標識

606本

イ 道路標示

229箇所

(2) 設計数量

ア 道路標識

100本

イ 道路標示

㊦ 横断歩道

68箇所

㊧ 実線

2 k m

5 契約期間

契約日の翌日から令和8年12月25日（金） 17:00

6 報告書等の提出期限

(1) 中間報告

ア 提出期限

令和8年9月30日（水） 17:00

イ 提出書類等

- ㊦ 道路標示点検結果報告書（様式3）
- ㊧ 道路標識点検一覧表及び点検結果報告書（様式4-1）
- ㊨ 道路標示点検一覧表及び点検結果報告書（様式4-2）

(2) 最終報告

ア 提出期限

令和8年12月25日（金） 17:00

イ 提出書類

- ㊦ 業務完了報告書（様式2）
- ㊧ 道路標示点検結果報告書（様式3）
- ㊨ 道路標識点検一覧表及び点検結果報告書（様式4-1）
- ㊩ 道路標示点検一覧表及び点検結果報告書（様式4-2）
- ㊪ 道路標識設計書（様式5-1）
- ㊫ 道路標示設計書（様式5-2）
- ㊬ 道路標示設計書（区間用）（様式5-3）
- ㊭ 道路標識材料及び建植工事明細書（様式6-1）
- ㊮ 道路標識材料及び建植工事明細書（合計）（様式6-2）
- ㊯ 道路標示集計表（様式6-3）

7 業務管理責任者選任届出書

当該業務に関する責任者を定め、業務管理責任者選任届出書（様式1）にスケジュール表（様式は任意で作成すること）を添付し速やかに提出すること。

8 標識標示の点検における共通事項

- (1) 点検を行う際は、腕章を着用し2名以上で行い、車道に出て作業を行う場合は安全対策を確実に行うこと。
- (2) 点検に使用する車両、資機材及び各種消耗品については、受注者にて調達すること。

ア 車両

自社車両、レンタカーいずれも可とするが、車両前後の見やすい箇所に「道路標識標示点検中」の表示板を取り付けること。

イ 消耗品等

標識柱に張り付ける調査済シール（別紙3参照）

- (3) 点検結果入力及び設計書作成を行うために必要なソフトウェア等（以下「規制システム」という。）の賃貸借契約については受注者で速やかに行い業務に着手すること。（規制システムの会社については県警察交通規制課担当者（以下「担当者」という。）に確認すること）
- (4) 点検の実施結果は、道路標識点検一覧表及び点検結果報告書（様式4-1）（以下「標識点検一覧（様式4-1）」と言う。）及び道路標示点検一覧表及び点検結果報告書（様式4-2）（以下「標示点検一覧（様式4-2）」と言う。）に点検年月日、点検者（社名）、点検総合結果（点検結果）、各点検項目（標識のみ）、及び不具合状況

を入力すること。(詳細は下記9を参照)

## 9 点検種別、点検方法及び報告要領

### (1) 道路標識

#### ア 点検種別

点検対象の標識は路側式及び共架式(添架式を含む。)を対象とし、標識点検一覧(様式4-1)に記入されている標識の点検を行うこと。

#### イ 点検方法

㊦ 交通安全施設(標識)の点検表(別紙2)の各項目に基づき、目視点検のみならず支柱を揺するなどをして、支柱根元部分、共架金具、標識取付け金具等の緩み腐食及び亀裂等について確実に点検(台風等による倒壊、落下等の危険性を考慮して)を行い、自発光式標識板の点検は、発光動作の確認(写真撮影)もあわせて行うこと。

㊧ 点検を行った標識については、支柱に調査済シール(別紙3)を道路面からおおむね1.5mの高さに貼り付けること。

㊨ 点検を行っている道路等に標識点検一覧(様式4-1)に記載のない標識を覚知した場合は、担当者に連絡し、DB番号を付与してもらい、標識点検一覧(様式4-1)の最後尾に詳細を記入し、不具合状況覧に「現場に標識はあったが一覧表になかったため追記したもの(担当者に連絡済み)」等と記入すること。

㊩ 点検標識は1本ごとに、「規制システム」により意思決定の有無を確認すること。(意思決定が確認できない場合、もしくは曖昧な場合は担当者へ確認し、標識点検一覧(様式4-1)の不具合状況覧に「意思決定の有無要確認(担当者に連絡済み)」等と記すこと。)

#### ウ 点検結果

㊦ 標識点検一覧(様式4-1)に点検事項「1-1」～「2-4」の計6項目の結果を入力し、点検総合結果の覧に標識点数に関する「点検総合結果」方法(別紙10)を基に標識の総合的な結果(A～E)を入力すること。

㊧ 点検を行った標識に不具合があった場合は、標識点検一覧(様式4-1)の不具合状況欄に不具合の内容を確実に記すこと。

㊨ 点検結果一覧表にあるが、現場に標識がない場合は不具合状況欄に「現場に標識なし」等と記載すること。

#### エ 点検結果報告書の作成

㊦ 点検結果の作成にあつては、標識点検一覧(様式4-1)に記載のあるすべての標識において報告すること。

㊧ 点検を行った標識は、標識全体、支柱根本部分、標識板の取付け金具部分の確認が出来る写真(3枚以上)を撮影し、不具合箇所がある場合は追加で不具合が確認できるよう撮影すること。また、背面取付け等されている場合等は加えて複数枚撮影することとし、下記項目についても留意すること。

(ア) 標識全体を撮影する際はロッドやスタッフ等を使用して、撮影した写真から柱や板の大きさが識別できるようにすること。

(イ) 撮影に際しては、撮影用の黒板記載例（別紙4）を参考に撮影用黒板等を入れて撮影を行い、撮影写真から黒板内容が識別できるようにすること。

## (2) 道路標示

### ア 点検種別

点検対象の標示は横断歩道を中心に付随する停止線、横断歩道予告、「止まれ」の文字、強調表示、矢印及び車両境界線等を対象とする。

### イ 点検方法

㊦ 横断歩道標示摩耗率評価一覧表（別紙5）を基に、現場の道路標示の状態と照らし合わせ総合的に評価を行うこと。（※ 複数の標示で複数の評価がある場合は一番悪い評価で評価を行うこと、疑義が生じる場合は、担当者に連絡し、指示を伺うこと。）

㊧ 点検中に、標示点検一覧（別紙4-2）に記載のない道路標示を覚知した場合は、担当者に連絡を行い指示を伺うこと。また、結果を標示点検一覧（様式4-2）の最後尾に詳細を追記し、不具合状況覧に「現場に標示はあったが一覧表になかったため追記したもの（担当者に連絡済み）」等と記すること。

㊨ 点検標示は1箇所ごとに、「規制システム」により意思決定の有無を確認すること。（意思決定が確認できない場合、もしくは曖昧な場合は担当者発注者へ確認し、標示点検一覧（様式4-2）の不具合状況覧に「意思決定の有無要確認（担当者に連絡済み）」等と記すこと。）

### ウ 点検結果

標示点検一覧（様式4-2）の点検結果の覧に横断歩道標示摩耗率評価一覧表（別紙5）のA～E（標示点検一覧にあるが、道路に標示がない場合は「F」で記載）の結果を入力すること。

### エ 点検結果報告書の作成

㊦ 標示点検一覧（様式4-2）に記載のある標示すべてにおいて報告すること。

㊧ 点検を行った標示は、面全体を確認出来る写真を撮影し、不具合がある場合等は、標示が摩耗している部分を識別できるように2枚以上写真撮影し、写真台帳に必ず不具合内容を記載すること。なお不具合箇所が2枚に収まらない場合は加えて複数枚撮影することとする。撮影する際には、撮影用の黒板記載例（別紙4）を参考に撮影用黒板等を入れて撮影し、撮影写真から黒板内容が識別できるようにすること。

## 10 設計要領

### (1) 設計箇所

標識点検一覧（様式4-1）及び標示点検一覧（様式4-2）の総合評価がE、D及びCランクのものを原則設計（様式5-1、5-2、5-3）すること。

契約設計数に満たない場合は、担当者に連絡し承諾を得た上で規制システムに登録のない道路標識・標示の設計を行うこと。

### ア 道路標識

設計箇所については、補修を要するものはすべてカウントする。可能な限り標識柱の建て替えを主とし、板のみの交換が必要な場合もカウントする。

#### イ 道路標示

横断歩道、停止線、横断歩道予告、止まれの文字、強調表示、車両境界線の順で優先順位をつけてそれぞれ設計すること。

標示データについては、規制システムの電子地図上にないため、補修箇所を設計する場合には既に道路標示が設置されている箇所全体（交差点や三差路等）を設計した上で補修箇所及び数量を作成すること。

ただし、はみ出し禁止の道路標示については、区間補修部分の作図とする。

##### a 横断歩道

設計箇所については、信号交差点（歩行者用信号があるもの。）に標示されているもの、又は横断歩道に関する標識が設置されているものに限り設計すること。

横断歩道箇所数の計上は、1つの横断歩道を1か所とカウントする。

交差点に4つの横断歩道があり、すべて補修が必要であれば、4か所として計上する。

※ ただし、「規制システム」で設計する際は、交差点ごとに設計するため、4か所の横断歩道を同一の道路標示設計書で設計すること。

##### b 実線

信号交差点の停止線等を設計すること。また、信号機が設置されていない交差点については標識（横断歩道、一時停止標識）が設置されているものに限り、設計すること。

また、「止まれ」等の文字、矢印（予告矢印を含む。）等の指示標示、車線境界線及び最高速度等の規制標示等についても設計すること。

※ 上記 a、b で示した設計対象（下線部分）について判断がつかない場合は、担当者まで確認を取ること。

#### (2) 設計図の作成

規制システムを使用して、標識及び標示の設計を行い、道路標識設計書及び道路標示設計書を作成する際の入力項目については、総括一覧（大きくくり）、所轄署、種別、作成日、作成者、上申年月日（作成日と統一）、上申番号（99999で統一）、上申の端緒等（不具合状況等を記載）設置場所、目標物を必須項目とし、路線名については国道、県道のみ入力すること。（別紙9「道路標識設計要領」参照）

### 11 成果物の作成要領

#### (1) 共通事項

##### ア 報告書の作成

標識標示の点検結果を入力した標識点検一覧（様式4-1）及び標示点検一覧（様式4-2）の工事番号一覧に設計した工事番号を記入すること。

##### イ 提出媒体への保存要領

⑦ 道路標識設計書、道路標示設計書を作成する場合の保存フォルダは名は「設

計委託（標識）」及び「設計委託（標示）」とすること。

- ④ 作成した道路標識設計書及び道路標示設計書を基に、警察署ごとに道路標識材料及び建植工事明細書（様式 6-1 及び 6-2）、道路標示集計表（様式 6-3）を取りまとめること。

(2) 提出様式

ア 共通

業務完了報告書（様式 2）

イ 道路標識

標識点検一覧（様式 4-1）

道路標識設計書（様式 5-1）

道路標識材料及び建植工事明細書（様式 6-1）

道路標識材料及び建植工事明細書（合計）（様式 6-2）

点検結果の写真台帳（別紙 7 参照）

ウ 道路標示

標示点検結果報告書（様式 3）

標示点検一覧（様式 4-2）

道路標示設計書（様式 5-2）

道路標示設計書（区間用）（様式 5-3）

道路標示集計表（様式 6-3）

点検結果の写真台帳（別紙 7 参照）

(3) 提出物の作成及び提出方法

ア 共通事項

業務管理責任者は成果物について、納期限までに提出すること。また、外部記録媒体及び紙媒体のそれぞれの成果品は、離島ごとに完成図書作成要領（別紙 8）のとおり並べファイル等に取りまとめて提出すること。

イ 道路標識標示点検業務に関すること

- ⑦ 標識点検一覧（様式 4-1）及び標示点検一覧（様式 4-2）を紙媒体及び Excel 形式で提出すること。

- ⑧ 標識点検時の写真データを CD-R 又は DVD-R に記録して提出すること。

※ 写真データは、JPEG 形式（200万画素数程度）で警察署ごとにフォルダ分けし、写真ファイル名は DB 番号（半角数字）とすること。また、同一標識に複数枚写真がある場合は、DB 番号の後にハイフン（半角）を用いて連番とすること。

※ 受注者が提出した成果品は、発注者のシステムに取り込みます。ファイル名が適切でないと取り込みが出来ないため、指定したファイル名以外で作成しないこと。

例：【正】DB 番号「1234」の場合のファイル名

1 枚目（標識全体）：1234.jpg

2 枚目（支柱根本部分）：1234-2.jpg

3 枚目（標識板の取付金具部分）：1234-3. jpg  
4 枚目以降（上記 3 枚で収まらない不具合部分等）：1234-4. jpg  
【誤】ファイル名（DB 番号）に不必要な一連番号を付与  
1-1234. jpg、2-1234-2. jpg、3-1234-3. jpg、※下線部は不要  
【誤】拡張子を入力（拡張子の入力はしない）  
1234. jpg. JPG、1234-2. jpg. JPG、※下線部は不要

㊦ 標示点検時の写真データを CD-R 又は DVD-R に記録して提出すること。  
写真データは、JPEG 形式（200 万画素数程度）で離島ごとにフォルダ分けし、写真ファイル名は標示点検一覧番号（半角数字）とすること。また、同一箇所に複数枚写真がある場合は、標示点検一覧番号の後にハイフン（半角）を用いて連番とすること。

㊧ 点検した標識及び標示の写真台帳を紙媒体で提出すること。

ウ 道路標識標示設計業務に関すること

㊦ 道路標識設計書及び道路標示設計書（様式 5-1、2、3）を「規制システム」で作成し外部記録媒体及び紙媒体（カラー出力）で提出すること。

㊧ 道路標識材料及び建植工事明細書（様式 6-1、2）を「規制システム」で出力し外部記録媒体及び紙媒体で提出すること。

㊨ 道路標示集計表（様式 6-3）を「規制システム」で出力し外部記録媒体及び紙媒体で提出すること。

㊩ 道路標識設計データ及び道路標示設計データを「標識業者工事出力. zip」及び「標示業者工事出力. zip」ファイルに入れ外部記録媒体で提出すること。

(4) コンピュータウイルス対策の実施

提出する外部記録媒体については、コンピュータウイルス対策ソフトで検索を実施したものを提出するものとし、使用したコンピュータウイルス対策ソフトの名称、バージョン番号を CD-R 等の表面ラベルに記載し提出すること。

12 備考

(1) 今後、この設計書（成果物）をもとに工事発注するが、道路標識設計書・道路標示設計書に誤りがあり不適切な標識標示設置になった場合、本業務受注業者は当該標識標示の撤去と適正な位置への設置を行う責務を負うものとする。

なお、上記の案件が発生した場合は、担当者との協議し、即時対応すること。

例：① 設置されている標識板と道路標識設計書に相違があり、実際の規制内容とは違った標識板が設置された場合の撤去及び適切な標識板の設置。

② 横断歩道及び一時停止規制の道路標示について、信号交差点又は標識を伴わない箇所の設計を行い、設置に至った場合の消去及び適正な箇所への設置。

(2) 通報

点検及び設計箇所の調査中に、倒壊した標識、倒壊・通行障害のおそれがある標識や交通規制の効力に問題がある標識標示を発見した際には、担当者（又は管轄警

察署交通課)へ速やかに通報すること。